

多文化主義、人権そしてレイシズム（上）

ー「オーストラリア
民主主義」の一考察ー

土 屋 英 雄*

- 一 はじめにー国際社会の「模範」？
- 二 「多文化主義」政策の提示
 - 1. 「ガルバリー・レポート」
 - 2. 「ナショナル・アジェンダ」
 - 3. 多文化主義の「限界」
 - 4. 多文化主義の「発展段階」
- 三 先住民アボリジニの「非人間」化と人口激減
 - 1. 先住民「ジェノサイド」
 - 2. 1967年、先住民へ「市民権」付与
- 四 「司法革命」ー「テラ・ヌリウス」の否定
 - 1. 「司法革命」：マボ判決とウイック判決
 - 2. 煽られた不安：「裏庭」論争 [以上、本号]
- 五 「白豪主義」の異様な長さとオーストラリア的「優秀性」 [以下、次号]
 - 1. 二世紀近い「白豪主義」
 - 2. オーストラリア的「優秀性」
- 六 皮相な多文化主義
 - 1. 「大マイノリティ集団」の不存在
 - 2. 「盗まれた子供たち」の衝撃
- 七 結びにかえて

* 神戸大学大学院国際協力研究科教授

ーはじめにー国際社会の「模範」？

1995年4月、文化的多様性を推進する最初の世界会議(The First Global Cultural Diversity Conference)がシドニーで開催された。この会議を前にして、労働党政権のP・キーティング首相は、オーストラリアを「世界で最も成功した多文化社会のなかの一つである」と自賛し、また、先住オーストラリア人(アボリジニ)を含む150以上の異なる民族的背景をもつオーストラリア人を一つに保つ接着剤は、「オーストラリアの中核的な価値と信念」、すなわち寛大な平等主義、民主主義への深い信念、寛容、プラグマティズム、そしてオーストラリアへの深い関わりであると語り、「オーストラリア民主主義」を誇った。¹

オーストラリアの「多文化主義(Multiculturalism)」への賛歌は、これを推進してきた労働党のなかからのみから出てくるのではない。多文化主義を最初に提示した自由党(96年から国民党とともに保守連合政権を形成)は、今日では労働党に比して消極的ではあるが、多文化主義そのものに反対しているわけではない。同国内のほとんどのマスコミも多文化主義を称賛し、先の世界会議を「非常に調和的で多文化の社会としてのオーストラリアの成長した国際的プロファイルの証明である」と謳い上げ、また、その会議の来賓のF.メイヤーはユネスコを代表してスピーチを行い、民族間の衝突が増大している国際社会がオーストラリアを「模範」とすべきであるとまで

1. P. Keating, "Common values the cement that preserves our diversity", *The Weekend Australian*, 8-9 April 1995.

述べた²。

ところが、ほぼ同じ時期からこの多文化主義を嘲笑うかのような現象が同国内で起きている。レイシズム(人種差別)のいわゆる「ハンソン現象」である。ブリティッシュ移民で"fish and chip shop lady"³のポーリン・ハンソンは、96年3月の選挙で連邦議会の下院議員に当選し、その後、97年4月、多文化主義の廃止、移民の制限(オーストラリアの「アジア化」反対)、先住民「優遇」政策の廃止等を標榜する極右政党「ポーリン・ハンソンのワン・ネーション党」(以下、ワン・ネーションと略称)の創立の「母」となった(彼女自身は自ら「オーストラリアの母」と述べ、国民多数の響きをかかった)。同党が国内外で特に注目を集めるようになるのは、98年6月のクィーンズランド州議会の選挙(定員89名)において、23%の得票率で一挙に11名の同党立候補者を当選させてからである。

同党はこの勢いをかって、98年10月の連邦議会の選挙で多くの候補者を立てて、全国政党としての躍進をねらった。しかし、結果は、上院で1名が当選したのみでほぼ完全に敗北した。同党にとって最も打撃であったのは、党首のハンセンも落選したことである。これを同国内の多くの市民、マスコミはオーストラリアの「良識」の勝利として歓迎し、特にエスニック・グループは「飛び上がって喜んだ」。アジア諸国の政府、マスコミも、北京からバンコックまで、「ハンソンのレイシズ

ム」が「決定的につぶされた」ことを祝し、この選挙結果がワン・ネーションの「終わりの始まり」になってほしい等と論評した。⁴

だが、連邦選挙でのワン・ネーションの敗北によってハンソン現象がオーストラリアで消滅の道をたどると考えるのは早とちりである。ハンソン自身は、同国の優先順位付連記投票制(最初の投票で過半数を獲得した候補者がいない選挙区で、その時点で当選可能者から除外される最低得票者の得票に付記された優先順位票が上位得票者に加算されていき、最終的に投票総数の過半数を獲得した候補者が当選となる)という独特の選挙システムによって結果的に落選したものの、クィーンズランドの彼女の選挙区の最初の投票では二大政党の自由党、労働党の候補者を抑えてトップの得票(37%)であり、日本であつたら悠々当選していた。また、ワン・ネーションは最初の投票で全国的に約8.4%、クィーンズランド州で約15%の得票率を獲得し、これらはいずれも既成政党の民主党、国民党の得票率より高かった。この結果、ワン・ネーションは、4%以上の票を獲得した政党に対してその得票数に応じて支払われる国費286万オーストラリア・ドルを得た(このことを、雇用・サービス省長官のT・アボットは、「大列車強盗以来の最大の強奪」と表現した⁵)。自由党は、国民党との合計で、下院において過半数を制したものの議席数をかなり減らし、労働党は議席増を果たしたが、政権を獲得する

2. *The Australian*, 1 May 1995.

3. John Pasquarelli, *The Pauline Hanson Story by the Man Who Knows*, New Holland, 1998, p.16.

4. *The Sun-Herald*, 4 October 1998, *The Sunday Mail*, 4 October 1998, *The Australian*, 5 October 1998, *The Age*, 6 October 1998.

ことはできなかった。これらのことからして、同国の新聞の一つが、今回の選挙の「大勝利者」はワン・ネーションであると報じた⁶のはあながち的外れではなく、少なくとも「勝利者と敗北者の両方」⁷であったとはいえる。ハンソンは自分の落選を選挙制度の「不公正」によるものであるとし、今後もワン・ネーションの指導者として政治活動を続けることに強い意欲を示した。

もっとも、選挙後、同党で内紛がすでに始まっており、ワン・ネーションの将来はそれほど展望があるわけではない。しかし、重要なのはハンソンとワン・ネーションの浮沈そのものの問題でなく、ハンソン現象の背景にあるオーストラリアでのレイシズムの根の深さと広さの問題である。国内のガン・ロビーにも支援されたワン・ネーションの政策自体は「グロテスク」と評されているほど滑稽でアナクロニズムであるが、こうした政党でさえ、全国で一割近くの票を獲得するのである。同党ほど露骨でない、巧妙なレイシズムがより広範にオーストラリア社会に存在していると考えてよい。しかも、ハンソン現象は突然出て来たかのように見えるが、この時期でのその出現、換言すれば「白人の巻き返し (white backlash)」⁸には後述するように政治的、法的、社会的にしかるべき理由があった。

ハンソン現象との関係で注目される分析が

ある。「ハード・ハンソンイズム」と「ソフト・ハンソンイズム」の区分である⁹。これによれば、ハード・ハンソンイズムの特徴は、アジア人とアジア人移民に対する軽蔑、過去とりわけ「白豪主義」の時代への執着、物事の極端な単純化、移民とりわけアジア人移民をオーストラリア社会にとって脅威とすること、異なった人種の集団は平和的に共同で生活することはできないので多文化社会の理想は実現不可能であるとする、自分たちを想像上の「普通のオーストラリア人」の意思を代表しているとするポピュリズム、オーストラリアの「リベラルで民主主義的な伝統」に対する全面的な無視等、である。オーストラリアの主流を形成する自由党と労働党は、こうした粗暴なハード・ハンソンイズムからできるだけ距離を置こうとしているが、両党はより気付かれにくい巧妙なソフト・ハンソンイズムとは驚くほどの関わりがある、と論者たちは指摘し、さらに彼らは、両党は確かに過去 20 年間、多文化主義に公的にコミットしてきたが、不幸にもそのコミットはソフト・ハンソンイズム的な政策をとまなっており、これは典型的にはアジア人の亡命申請者に対する姿勢に表れていると論じる。

ハード・ハンソンイズムの特徴についての論者たちのこの要約はほぼ妥当と思われる。また、ソフト・ハンソンイズムの問題についても、自由党と労働党とで本質的にはさほど

5. *The Australian*, 30 October 1998.

6. *The Sun-Herald*, 4 October 1998.

7. *The Australian*, 5 October 1998.

8. Ruth Bohill, "For the Record: Pauline Hanson, Equality and Native Title", in Bligh Grant (ed.), *One Nation and Australian Politics*, 1997, p.81.

9. Chandran Kukathas & William Matey, "The Last Refuge — Hard and Soft Hansonism in Contemporary Australian Politics", *Issue Analysis*, No 4, 21 September 1998, pp.1-11.

相違はないといえる。ただ、両党の間に一定のスタンスの相違があることまで否定することはできない。そもそも13年続いた労働党政権の終了とともに、ハンソンが登場してきたのも、彼女のアボリジニ攻撃と反アジア主義が、「理知的なキーティング時代に無視されてきた」と感じていた白人（特にブリティッシュ系）保守層の「琴線」に触れたということが要因の一つであった¹⁰。この点はともかく、上の論で最も問題なのは、オーストラリアに「リベラルで民主主義的な伝統」があるとしていることである（この「神話」はオーストラリア内外で驚くほど根強く、これはま

た「多文化主義」の「理論」によって美化されている）。歴史的には、同国にリベラルで民主主義的な「側面」はあったといえるかもしれないが、それをオーストラリアの「伝統」とまで表現することは、およそできない。この国の歴史と現実には、豊かな自然（これは本来、白人入植者の「文化」と関係ないが、この自然さえ植民開始後200年間で相当に破壊されてきた）と裏腹に、拭いようがない深い闇が横たわっている。

二 「多文化主義」政策の提示

1. 「ガルバリー・レポート」

今日的な意味での「多文化主義」論は、1971年にカナダのトルドー政権下で政府の公式の政策として採用されて以来、同国で議論が活発化し、そして、80年代にアメリカでも盛んに論じられるようになったものである。オーストラリアの多文化主義はカナダに次いで、70年代の末、自由党政権下（地方党連合との連立）での「ガルバリー・レポート」（78年5月）以来¹¹、政策として明確に提示されてきた（多文化主義の提唱自体はそれ以前の1973年、労働党政権のウィットラム首相時代になされている）。このレポートは、多文化を創造するのではなく、逆に「オーストラリアにすでに存在している広範な文化的、人種的な多様性を認識」することを前提にし、かつ「文化的多様性は必然的に分裂を生み出すという主張を拒否」し、「むしろ集団間の敵意

10. Sid Maher & Michael Madigan, "Mother's ruin", *The Sunday Mail*, 4 October 1998. ハンソンとキーティングの負の関係については、また、Ron Brunton, "Keating's Legacy", Tony Abbott et al., *Two Nations: The Causes and Effects of the Rise of the One Nation Party in Australia*, Bookman Press, 1998. 尚、ブリティッシュ系保守派白人の「巻き返し」との関連では、1999年11月に行われた国民投票の結果も注意されるべきである。この国民投票は、イギリス女王を元首とする現行の立憲君主制を維持するか、それともそれを廃止して共和制へ移行するかを問うものであったが、54%対46%で前者が勝利した。合わせて行われた投票で、憲法前文のなかにオーストラリアの移民国家としての自覚や先住民文化の尊重を明記する憲法改正案は反対60%、賛成40%で拒否された。労働党のキーティング政権下の1993年から準備されていたこの国民投票における共和派の敗北は、96年に保守系政権の首相となった「立憲君主派」のハワードが、共和国大統領（元首）を国民による直接選出（共和派にはこの方法への賛成が多い）でなく議会による間接選出とする案と抱き合わせる等の「巧妙な戦術」を採ったことによって共和制移行派が分裂したことが主たる理由であるとされているが、憲法前文の改正案も同時に否定されたことをも考慮に入れると（改正案の内容の一つである先住民文化尊重の規定の仕方にアボリジニの人々が満足していたわけではなかったが）、国民投票の結果は白人保守層の巻き返しの現れの一つとも言える。今回の国民投票の敗北が共和派の「軽い眠りにすぎない」かどうかはともかく、ブリティッシュ系オーストラリア人が「へその緒」に対して抱いている執着心は容易には消え去らないことを示したのは確かである（もっとも、これはイギリス女王への愛着心とは必ずしも同じでなく、世論調査では、イギリス女王元首制に賛成するから共和制反対と答えたのは9%にすぎない）。

11. F.E. Galbally et al., *Report of the Review of Post-arrival Programs and Services for Migrants*, Australian Government Publishing Service, 1978.

と苛烈な反目はしばしば文化的抑圧の結果であるということを信じる」としている。だが、この時期の多文化主義は主に移民との関連で考えられており、先住民は射程に入っていなかった。つまり「移民はその文化的、人種的なアイデンティティを維持する権利をもつ」ということである。

但し、この多文化主義には次のような「条件」があった。「エスニック・アイデンティティは社会一般を犠牲にして強調されるものではなくて、多文化的な相互作用のプロセスによってオーストラリア国民という織り地のなかに織り込まれるものであり、そのことで全体としてのコミュニティは実質的に利益を受け、その民主主義的性格が強化される」。同時に、「ガルバリー・レポート」は、多文化主義によって「文化的多様性を抑圧し、同化を強制するように企図された政策に固有の社会的危険を回避する」という。確かに、「同化の強制」と「多文化主義」は鋭い矛盾関係にある。だが、ハードな同化主義としての「同化の強制」政策は廃棄されたにしても、「オーストラリア国民という織り地」への織り込み方によっては、それは「同化」への間接的強制ないし圧力（ソフトな同化主義）となり得る。

また、多文化主義は理念型としての民主主義の実現を本質的目的とするより、むしろ経済的イデオロギーの要求に沿うものであった。つまり、多文化主義の政策としての提示は保守の自由党政権下であり、そして当時、多文化主義は自由市場経済主体の経済的民主主義、

経済的リベラリズム、競争的リベラリズムと矛盾せず、むしろ多文化主義政策の運用によっては自由党の政権基盤を強化すると考えられていた。

2. 「ナショナル・アジェンダ」

自由党政権下で公式にスタートした多文化主義政策に対して、労働党は当初は思想的に懐疑的であった。だが、労働党のこの姿勢には社会的批判があり、選挙対策上から、またそれ以上に、多文化という「現実」を無視することができず、1989年、逆に労働党は自由党よりも積極的な独自の多文化主義政策を打ち出した。これが「多文化のオーストラリアのためのナショナル・アジェンダ—我々の未来を共有しよう—」（同年7月）である¹²。これによれば、政策としての多文化主義は、「同時代のオーストラリアの文化的、エスニック的な多様性」に対応するように企図された政府の諸施策であり、かつその文化的多様性という現実的諸結果を「個人と社会全体の利益となるように管理するための政策」である。これには三つの次元が含まれる。「文化的アイデンティティ」、「社会的公正」、「経済的効率」の維持である。そして、これらは「ナショナル・アジェンダ」において八つの目標として具体化され、その八目標は、「アボリジニ、アングロ・ケルト人、非英語圏の出身にかかわらず、またオーストラリア生まれ、外国生

12. Office of Multicultural Affairs, Department of the Prime Minister and Cabinet, *National Agenda for a Multicultural Australia...Sharing Our Future*, Australian Government Publishing Service, 1989, pp.1-60.

まれにかかわらず、すべてのオーストラリア人に平等に適用される」。

気付かれるように、ここでの多文化主義は移民のみでなく、先住民も含めた政策となっている。この点は一つの進展である¹³。しかし注意すべきは、これは先住民の文化が同国の「多くの文化」の一つにすぎないことを意味しているのではない、ということである。政府の閣内相としてアボリジニとの「和解」担当長官、閣外相として「アボリジニ」担当長官が置かれているように、文化を含む先住民問題は政治的にきわめて重い位置を占めている。その上、同国の先住民族と少数移住民族のそれぞれにとって、多数移住民族たるブリティッシュ入植者が「建国」したオーストラリア連邦という国家は、異なった意味を有している。先住民族にとって、オーストラリアという国は、彼らの意思と関係なく、自分たちの土地の上に、ブリティッシュ入植者によって創建されたものである。先住民族の文化は同地の文化のなかで最も古く、また彼らがその地に居住しているのは、オーストラリアという「国家の許可」に依存するものではない。他方、少数移住民族にとって、多数移住民族たるブリティッシュ主体のオーストラリアという国は既存のものであり、移住は「国家の許

可」に依存し、その許可は「オーストラリア」に忠誠を誓うことが条件の一つとなっている。つまり、多文化主義の前提とされるオーストラリアの「国家的統合」ということに対して、少数移住民族はそれと対立関係に立つものではないが、先住民族は本来的にそれとの間で鋭い緊張関係に立っている。オーストラリアの多文化主義政策に先住民文化も含まれるようになったにしても、その政策との関係で、先住民族と少数移住民族は、上のようにそれぞれ異なった位相にあることを認識しておく必要があり、さもなければ、同国における先住民の問題構造が理解できなくなる。

3. 多文化主義の「限界」

「ナショナル・アジェンダ」での多文化主義でさらに重要なのは、その「限界」の明記である。これは、「ガルバリー・レポート」の「条件」と類似のものであるが、それ以上に具体的で詳細である。つまり、①多文化政策は、「すべてのオーストラリア人がまず何よりもオーストラリアに対して、その利益と将来に対して、優先的かつ統一的な関わりをもつべきであるという前提に基づいている」、②それは、「すべてのオーストラリア人がその社会の基本的な構造と原理—憲法と法の支配、寛容と平等、議会制民主主義、言論と宗教の自由、国民的言語としての英語と男女平等—を受け入れることを要求する」、③それは、「権利を与えるとともに義務も課する」。つまり、「自分自身の文化と信念を表明する権利は、他人がその見解と価値観を表明する

13. 当初、多文化主義政策にアボリジニが含まれるかどうか明確でなかったが、その後、「すべての人口を含まなければならない」というアプローチが支配的となり (John Sherwood, "Multiculturalism: Including or excluding aborigines?", in Donald Philips & Jim Houston (eds.), *Australian Multicultural Society: Identity, Communication, Decision-making*, Drummond, 1984, p.100.), 「ナショナル・アジェンダ」はこのアプローチを採用入れたものである。

権利を受け入れるという相互的な責任をとまなう」ということである。

この「限界」(「ガルバリー・レポート」のいう「条件」も)は内容的にオーストラリアの特性を前提にしている。つまり、オーストラリアの「利益」およびその「社会の基本的な構造と原理」が統一されたものとして存在し、かつそれらが優先されるものである。この「統一性」「優先性」は「多様性」を限定する“籬(たが)”であり、そしてこの籬の具体相の設定には、「オーストラリア民主主義」の作用によってオーストラリアでの支配的な多数者意思が注入されるという構造になっている。また、この問題との関連で、「ナショナル・アジェンダ」が提示された1989年という時点での人口構成(正確には88年の人口構成、出典は「ナショナル・アジェンダ」)は重要である。全人口1630万人のうち、アングロ・ケルト人が74.6%、他のヨーロッパ人が19.3%、アジア人(中東諸国出身を含む)が4.5%、アボリジニが1%、その他が0.6%である。要するに圧倒的な白人社会(全人口の約94%)であり、その白人のなかでもアングロ・ケルト人が支配的(約80%、このうちアングロ系が多数派)である。このガルバリーの「多文化」社会では、「ナショナル・アジェンダ」のいう「オーストラリアの利益と将来」にしても、「ガルバリー・レポート」のいう「オーストラリア国民という織り地」にしても、そこへ、すぐれて白人的な、アングロ・ケルト人的とりわけブリティッシュ的な感覚、価値、思想つまりオーストラリアでの

「正統」文化が浸透することになるのはごく自然である。オーストラリアでは学説的には、同国の多文化主義の下で「同化」政策は廃止されたという論が支配的であるが、確かに公的な政策としてはそういっても、そのことで政治的、社会的に強い「同化」圧力(ソフト同化主義)の存在まで否定することはできない。¹⁴

しかも、オーストラリア人全員が学び、使用すべき「国民的言語」は英語である。言語は文化の最も重要な要素の一つであり、英語

14. この問題との関連では、米国のThe American Scholar誌上でD.ラヴィッチとM.K.アサンテの論争が興味深い。ラヴィッチは、多文化主義を「多元的(pluralistic)」と「個別的(particularistic)」とに分類し、「黒人とヒスパニック」の間で強い後者の多文化主義は「極端」かつ「自民族中心主義」で「芳しくない思想」だと排撃し、前者の統一性を土台とする多様性つまり「アメリカという一つの共同体」を前提とする多元論―「多から成る」―という多文化主義を主張する(Diane Ravitch, "Multiculturalism: E Pluribus Plures", The American Scholar, Summer 1990)。これに対して、アサンテは、ラヴィッチが批判する「アフリカ中心主義はアフリカの観点を高く評価する一方で、ほかの民族を貶めるというようなことをしない。この点において、アフリカ中心主義はヨーロッパ中心主義と異なっている。ヨーロッパ中心主義は、ヨーロッパを高く評価し、それが普遍的に通用するかのよう考える。その規則、慣習、そして法律や力の権威が、ヨーロッパ中心主義を唯一の正しい見方であるとして押しつけるとき、これは人種差別主義につながる」と反論し、さらに、「ラヴィッチの言う多文化主義は、実を言うと多文化主義とは全く異なり、むしろヨーロッパ中心主義的な覇権主義の新趣向」であり、「ヨーロッパ中心主義的見方の支配と覇権が多文化主義の中で正当化されることを信じている」と論じる(Morefi K. Asante, "Multiculturalism: An Exchange", The American Scholar, Spring 1991)。この論争に本稿で深く関わることはしないが、ただ、既存のアメリカ社会の多数者の支配的な秩序、価値および思想の保持を無反省に議論の大前提とするのが「普通」で「ノーマル」だと思い込んでいる者にとって、アメリカ社会における黒人、先住民族その他の少数民族がそれまで長期に抑圧されてきた地位、権利さらには文化を回復させようと主張するとき、それが「極端」かつ「自民族中心主義」でアブノーマルだと映るのはノーマルなことであろう。尚、上の論文の邦訳は、多文化社会研究会編訳「多文化主義」木鐸社、1997年参照。

を国民的言語と措定することは英語文化への「同化」を促す強力な装置となり得るものである（「ナショナル・アジェンダ」によれば、オーストラリア人の約90%が英語しか話せない）。現実には、英語力なしには、オーストラリアの「社会的、経済的、政治的生活のあらゆる面」で圧倒的に不利である¹⁵。確かに、オーストラリアでは先住民も非英語圏出身移民も自己の言語を使用する権利をもつが—もっとも、これは今日では国際的には当然の権利である—、その上で膨大な時間とエネルギー、そして場合によっては金銭をも費やして英語をマスターしなければならないことは、「多文化」の問題からすれば、平等な多文化でなく、あらかじめ英語文化の支配性が体制的に組み込まれている多文化を意味している¹⁶。

アボリジニの人々を例に取れば、彼らは自分たちの権利の回復を白人社会に訴えるために、白人社会の言語、文化、法律を学んでそれを武器としなければならないが、白人社会のほうがアボリジニ社会のそれらを学ぶということはない。こういうことがあった。アボリジニ権利回復運動のリーダーの一人のF・ユンカボタ（98年10月29日死亡）は、アボリジニの将来を白人と議論する場において、最初は自分の伝統的なウィック語で話し、そしてそれを自ら英語へ訳した後に白人に語りかけた。「いま、あなたたちはみな、あたかも我々アボリジニを理解しているかのように我々の将来を議論している。しかし、私があなた

たちのために英語で話す前に、最初に私の言葉で話したとき、その内容を理解した人はいいますか？」。誰もいなかった¹⁷。一方的な関係である。また、別の問題もある。先住民アボリジニの子供達は様々の原因で学校教育から脱落する割合が白人に比して非常に高いが、その原因の一つとして、自己の民族言語の他に、「国民」として英語を学ぶ必要があるという過重負担がある。そしてその過重負担を避けるため英語のみをマスターしようとすれば、今度は自己の民族的文化と疎遠になって

16. ワン・ネーションはその政策上の原則の一つとして、「公用語」としての英語の使用を国全体、社会全体へ広めることをあげているが、現実上はすでにそうなっている。尚、日本のある論は、多文化主義と多言語主義の関係について、「言語は文化の最も重要な要素である。もし多文化主義を唱えるならば、あるいは多文化主義を押し進めるならば、それは論理的に当然、多言語主義を伴うはずであるし、多言語主義を伴わなければならないことについて何らかの説明を必要とするはずである」としながらも、さらにこう言う。「文化はあいまいな概念であるから、多文化主義を唱えることは容易である。それはたいして我身にかかってこない。だがひとたび多文化主義の必然的な帰結である多言語主義が導入されれば、事態は急変する。多文化主義を受け入れながら多言語主義を拒否する理由の説明は、いままで私の知りえた限りでは、経済的効率のみである。それは妥協によって成立つ現実政治の観点からは説得的な理由である。では、文化的多様性を認め、それぞれの文化的自立と共存を積極的に押し進めようとする多文化主義は、経済的な効率によって左右されるような性質のものであろうか。そこには理論的あいまいさが残されており、その理論的なあいまいさにあえて立ち入ろうとしない姿勢がうかがわれるのである。」（西川長夫「多文化主義・多言語主義の現在」西川長夫、渡辺公三、ガバン・マコーマック編「多文化主義・多言語主義の現在」人文書院、1997年、16-17頁）。しかし、「多文化主義を受け入れながら多言語主義を拒否する理由」としての「経済的効率」は理由の一つにすぎず、同論文も述べるように「言語は文化の最も重要な要素である」ことからして、一国内で多言語主義を拒否する本質的で最も強烈な理由は文化的ヘゲモニーに関わるものであろう。これを表立って出すかどうかは別として、そこには「理論的あいまいさ」はほとんどない。そうであるからこそ、イギリス系とフランス系が人口の二大勢力を占めているカナダで「二言語多文化主義」（二言語主義の枠内での多文化主義）という「異様な形の多文化主義が成立」（西川）したのではなからうか。

17. *The Australian*, 9 November 1998.

15. Helen Hughes, "Migrant policy must leap language barrier", *The Australian*, 23 February 1995.

いき、結果的にアボリジニの固有文化の保持の世代的土台を縮小させるという関係になっている。¹⁸

4. 多文化主義の「発展段階」

96年の連邦議会の選挙で、労働党が敗れ、自由党主体の保守連合政権が成立するが、この政権は、労働党政権下での多文化主義の経済的な原理・効率を「軽視」した「行き過ぎ」

を修正しようとする一方で、実質的に多文化主義政策を引き継ぎ、そして、98年連邦選挙後の今日に至っている。

多文化主義そのものに関しては、①マイノリティがマジョリティに干渉しないかぎりマイノリティ文化を容認する「寛容」段階 → ②人種、宗教、性別等の理由で個人を差別することを禁止するリベラリズム的要求の「無差別化」段階 → ③「無差別化」のみではマイノリティの権利の実質的な実現は不十分であるとする「積極的推進」段階、という多文化主義発展の「三段階」説があるが¹⁹、J・ケインはこれを応用して、オーストラリアの場合、「白豪主義」下の「排斥」政策から、①の「寛容」を経ないで、②の「無差別化」へ移行し、さらに最近では③の「積極的推進」へ移っているとする²⁰。確かに、一部の立法についてはこういえるところがあるが、主流はいまだ②である。また①を経なかったということは、それだけ「排斥」政策（ハード・レイシズム）がきわめて長期に維持されたということ、換言すれば、①を経る余裕がなく、内外の圧力で②へ直接に移行せざるを得なかったということを意味していた。こうしたことからして、形式的には②と③を促進する建前の諸立法は、それらを有効に機能させる基盤である政治的、社会的環境においていまだ相

18. ブリティッシュの植民以前、アボリジニの言語は少なくとも250種類あったが（これに加えて各言語に多くの方言もあった）、今日では、約160種類がすでに消滅し、残り約90種類のうち70種類が消滅の危機にあり、小人数ながら子供の世代に受け継がれているのは20種類のみである。人口的には、約30万人のアボリジニのうち約3万人だけがアボリジニの言語を話し、アボリジニの約90%がすでに自民族の言語上の遺産を失っている。Annette Schmidt, *The Loss of Australia's Aboriginal Language Heritage*, Aboriginal Studies Press, 1990, p.1. また、アボリジニの話し手が500人以上いる言語は10余種しか残っていない（白石理恵「精霊の民アボリジニー」明石書店、1993年、24-25頁）。尚、「国民的言語」の是非の問題と同様にボレミッシュなのは「国際的言語」の問題である。これに関しては、筆者は、国際社会におけるコミュニケーション言語としての「世界共通語」の必要性—むしろ必須性—はあるが、それはこれまでの侵略的な歴史の「遺産」としての英語の支配的地位を無自覚的に前提とするべきでない、と考える。今日、広く蔓延している「便宜的」な英語一辺倒は、「しかたがない」というレベルでは片付けることができない政治的、経済的、文化的な深い「ゆがみ」を世界にもたらしている。この「ゆがみ」に対する省察を欠くことによって、日本においても、「国際化」（または「グローバリゼーション」）＝「アメリカ化」＝「英語化」と錯覚している者達による英語の「第二公用語」化論が出されてくる（前首相・小渕恵三の主導下で1999年3月に発足した「21世紀日本の構想」懇談会の報告書〔2000年1月〕。尚、この同じ者達が「日の丸」掲揚と「君が代」斉唱にも熱心であることも知っておいたほうがよい。「グローバリゼーション」と「日の丸・君が代」のセット化は、「冷戦」終結後に強まってきた日本の政治的、行政的な潮流であるが、この問題については別に著す予定である）。「世界共通語」は必要であるにしても、それはコミュニケーション言語として文化的に中立で、世界の一般市民（英語圏の市民を含む）が誰でも公平にかつ容易に学べる言語であるべきであり、こうしたコミュニケーション言語の創造・普及に国連が本格的に取り組めば、その実現は決して困難ではない。

19. Joseph Raz, "Multiculturalism: A Liberal Perspective", in *Ethics in the Public Domain: Essays in the Morality of Law and Politics*, Clarendon Press, 1994, pp.157-160.

20. John Kane, "From Ethnic Exclusion to Ethnic Diversity: The Australian Path to Multiculturalism", in Ian Shapiro & Will Kymlicka (eds.), *Ethnicity and Group Rights*, New York University Press, 1997, p.542.

当にネガティブな状況があり（ソフト・レイシズム）、①の「寛容」の段階でさえ十分に克服されていないのが現実である。（オーストラリアの多文化主義は、それを促すための諸立法・制度に関する形式的な解釈的説明—これのみだと「りっぱ」に見える²¹—ではその実態が認識できないことに注意する必要がある。）

要するに、オーストラリアの多文化主義は、きれいに輪切りできるような発展段階を経ておらず、同国の現段階の内実は、「寛容」と「無差別化」と「積極的推進」の各段階で別々に要求される政策・方針が、同時的に遂行されなければならないという状況下にあると考えられる。また、同国の多文化主義が白人社会の「正統」文化を基軸としていることによって、それへの「同化」圧力とこの裏返しソフト・レイシズムが存続しており、このことは「寛容」「無差別化」「積極的推進」を形式化・名目化させる要因ともなっている。しかも、オーストラリアのソフト・レイシズムはハード・レイシズムと無関係でなく、前者は後者を淵源としている。より具体的には、同国のレイシズムの病巣は先住民の「非人間」化（「オーストラリア国家の第一の負の原理」）と「白豪主義」（「オーストラリア国家の第二

の負の原理」）の歴史そのものにある。この問題を以下で考察する。

三 先住民アボリジニの「非人間」化と人口激減

1. 先住民「ジェノサイド」

「ナショナル・アジェンダ」が提示された時点での人口構成をもう一度みてみよう。アボリジニ（これまでは「アボリジニー」という表記が比較的に多かったが、最近では「アボリジニ」という呼称の使用が一般化しつつあり、本稿でもこれに従う）は1%（約16万人）、白人は94%（約1532万人）とされていた。その後、アボリジニの定義の変化²²、民族的誇りの回復による「自己認定」の増加（過去には差別と迫害を避けるため積極的には名乗り出なかった）等によって、アボリジニの人口はかなり増え、1997年現在、約32万人で全人口の1.7%を占めるが（これについても、ワン・ネーションのハンソンは、アボリジニ人口がその高い乳児死亡率と短い平均寿命にもかかわらず、91年以来急増しているのは、特別給付金を得る目的で、ニセ・アボリジニが増えているからだと主張）、それでもオーストラリアで圧倒的少数派であることに変わりがない。アボリジニ人口のこの極少性が、白人によるアボリジニの人権の長期の侵害の重大性を国際社会に認識させてこなかった要因の一つである。

ところが、1788年1月に、流刑植民地²³と

21. このことから、「政府レベルにおける白豪主義時代の影響は完全に払拭された」（関根政美「多文化主義国家オーストラリアの誕生とその現在」西川、渡辺、マコーマック編、前掲書、154頁）という言説も出てくることになる。尚、「ナショナル・アジェンダ」の自賛的な実施成果については、National Multicultural Advisory Council, *Multicultural Australia: The Next Steps Towards and Beyond 2000*, Volume 1, 2, Australian Government Publishing Service, 1995.

22. アボリジニの行政上の定義については、James Crawford, "Legal Pluralism and the Indigenous Peoples of Australia", in Oliver Mendelsohn & Upendra Baxi (eds.), *The Rights of Subordinated Peoples*, Oxford University Press, 1994, p.189.

してブリティシュ（流刑囚780名を含む、海兵隊とその家族約1200名）が植民を開始する直前までは、その地の人口のほぼ100%がアボリジニであった。当時のアボリジニの人口数は、長らく少なめに見積られていたが²⁴、その後の研究の進展で、約100万人とする有力説があるにしても、今日では、約75万人が合理的な数字であると推計されている²⁵。ブリティシュ植民以前のこの人口は、50年後は約20万人、100年後は約6万人、そして120年後は約5万人へと減少していく。世界の人口が急増する19世紀という時期に、アボリジニ人口は逆にその一割以下に激減するという異様な状況を呈した。これと反比例的に白人の人口は、ゼロから出発して、50年後は約27万人、100年後は約320万人へと激増していく。この間、イギリス政府は、1830年代にオーストラリアを流刑植民地から自由移民の移住植民地へと変えていたが、白人人口が増えたのは、1851年のゴールド・ラッシュ以後のことである（1851年:約44万人、61年:約

117万、71年:約170万人、81年:約230万人）。²⁶

アボリジニの人口はなぜ激減したのか。植民の初期、ブリティシュは、「生物学的に優秀」な白人種と比して、「生物学的に劣等」のアボリジニ人種は「まもなく絶滅するであろう」と考えていた。しかし、この「絶滅」は「生物学的」なものでなく、ブリティシュの植民と不可分の関係があった。まず、アボリジニは「白人文明」によってもたらされた新種の病気（天然痘、結核、性病等）とアルコールに肉体的（免疫的）に抵抗することができなかった。さらに、これまでの歴史的研究によって、アボリジニ人口の激減は病気とアルコールのみでなく（アボリジニの「病死」は主に1789年に同地にもたらされて以来蔓延した伝染病の天然痘によるとされているが、ブリティシュが18世紀、北アメリカー現在の米国とカナダにおいて、先住民を「撲滅」するために天然痘ウイルスで汚染した毛布を大量にばらまいていたことはすでに証明され

23. イギリスからオーストラリアへの囚人移送の背景、歴史等については、A.G.L.Shaw, *Convicts and the Colonies*, Melbourne University Press, 1966.

24. 例えば、1788年の時点で、25万1000人とする説は、F.Lancaster Jones, *The Structure and Growth of Australia's Aboriginal Population*, Australian National University Press, 1970, p.4. 31万4500人とする説は、Leonard Robert Smith, *The Aboriginal population of Australia*, Australian National University Press, 1980, p.208. これらとは別に、過去、長らく歴史学者や文化人類学者によって支持されてきたのは、Radcliffe-Brown, *The Year Book of the Commonwealth (1930)* での約30万人という推定であった。これらの低めの数値は日本のオーストラリア研究にも影響した。

25. H.McRae, G.Nettheim & L.Beacroft, *Aboriginal Legal Issues - Commentary and Materials*, The Law Book Company Limited, 1991, pp.5-7.

26. 以上の数字は以下の文献を参照。Department of Immigration and Multicultural Affairs, *Australia's Population Trends and Prospects* 1996, Union Offset, 1997, pp.1-116, National Committee for the United Nations International Conference on Population and Development 1994, *Australia - National Report on Population*, Australian Government Publishing Service, 1994, pp.1-104, *Year Book Australia 1998*, Australian Bureau of Statistics, 1998, pp.131-167, *National Agenda for a Multicultural Australia*, op.cit., pp.2-5, H.McRae et al., op.cit., pp.32-35, Lynne S.Williams & Fiona McKenzie, *Understanding Australia's Population*, Australia Government Publishing Service, 1996, pp.1-23, Geoffrey Sherington, *Australia's Immigrants: 1788-1988*, Allen & Unwin, 1990, pp.1-170. 19世紀のアボリジニ人口の激減については、例えば、ヴィクトリア州に限ってみても、1834年の11500人以上から1886年の806人へと急減している。M.F.Christie, *Aborigines in Colonial Victoria 1835-86*, Sydney University Press, 1979, p.207.

ており、この「生物兵器」をオーストラリアでのみはブリティッシュが使用しなかったとは想定しにくい)、毒殺や「ハンティング」という名の襲撃、さらには、宣戦布告なしの「ブラック・ウォーズ」という名の大量虐殺によったことがすでに確認されている。これはまさに「ジェノサイド(人種的大量虐殺)」であった。²⁷

アボリジニは4万年以上前(この数字は近年、考古学上の発見があるたびに昔に逆上っている)からオーストラリア大陸で生活し、その文化は世界で最も古いものの一つであるといわれる²⁸。その民族性は、戦闘的なニュージーランド先住民のマオリと異なって、温和であった²⁹。キャップテン・クック(J・クッ

ク)の一行は太平洋航海中にオーストラリア大陸に到着し(彼らは「発見」と称した)、その大陸(東岸部)を一方的にイギリス王室領有を宣言したが、その彼も、日記(1770年)において、アボリジニは温暖で素晴らしい気候と非常に健康的な空気のなかで、「不平等」に煩わされることなく「平和的」に暮らし、彼らの土地と海は「生活に必要なすべて」を恵み与えている、と記していた。³⁰

だが、アボリジニがたとえ平和的な民族であっても、コモン・ロー上の「テラ・ヌリウス」(ラテン語で、人間が住んでいない、または占有されていない土地つまり無主の土地を意味する)の理論を「法的根拠」にして当地の領有を宣したイギリスにとって、アボリジニは現実に存在していても、法的には土地所有の主体たる「人間」として存在していないかのように扱わなければ辻褄が合わなかった。つまりアボリジニの法的な「非人間」化の遂行である。そしてさらには、アボリジニを「現実にも存在しない」ように追い詰めて

27. 以上に関しては、Richard Broome, *Aboriginal Australians*, Allen & Unwin, Second Edition, 1994, Henry Reynolds, *This Whispering in Our Hearts*, Allen & Unwin, 1998, Henry Reynolds, *Dispossession: Black Australians and White Invaders*, Allen & Unwin, 1989, Claire Harvey, "Black Wars forgotten: Deane", *The Australian*, 18 November 1998, Eugene Kamenka & Alice Erh-Soon Tay, "The Aboriginal People of Australia: Law, the Constitution and Aboriginal Rights", *Bulletin of the Australian Society of Legal Philosophy*, Vol.18, No.61(1993), Jean Woolmington (ed.), *Aborigines in Colonial Society: 1788-1850*, University of New England, 1973, Lorna Lippmann, *Generations of Resistance: The Aboriginal Struggle for Justice*, Longman Cheshire, 1981. 尚、「虐殺」は「20世紀前半」まで続いたとされ(関根政美ほか「概説オーストラリア史」有斐閣、1988年、306頁)、また、「毒殺」については次のような論述がある。「白人と接触するようになって伝統的な食糧採集の生活を放棄しつつあったアボリジニにとって、白人の食糧は魅力的であった。したがって、白人から与えられた食糧は、喜んで口にした。小麦粉や砂糖に毒薬を入れてられていても、毒薬の存在自体に疎いアボリジニは、味には無頓着に、何の躊躇もなく食べたことだろう。白人たちにしてみれば、アボリジニは、毒物の入った食糧を離れた所で食べて勝手に死んでしまうので都合も良かった。何故なら『死体が腐敗してしまえば死因を証明することはわずかしい』からである」(鈴木清史「増補アボリジニユー・オーストラリア先住民の昨日と今日」明石書店、1993年、44頁)。

28. アボリジニの伝統的な社会生活については、M. Ronald & Catherine H. Berndt, *The World of the First Australians Aboriginal Traditional Life: Past and Present*, Aboriginal Studies Press, 1988, W.H. Edwards (ed.), *Traditional Aboriginal Society*, Macmillan Education Australia, Second Edition, 1998, Max Griffiths, *Aboriginal Affairs: A Short History 1788-1995*, Kangaroo Press, 1995, Richard Broome, *Aboriginal Australia*, Second Edition, Allen & Unwin, 1994, R.M. Gibbs, *The Aborigines*, Fourth Edition, 1996. アボリジニ社会の慣習法については、Law Reform Commission, *The Recognition of Aboriginal Customary Laws*, Volume 1, 2, Australia Government Publishing Service, 1986.

29. アボリジニとマオリの比較については、K.R. Howe, *Race Relations, Australia and New Zealand: A Comparative Survey 1770's-1970's*, Methuen, 1977.

30. Cited in *Mabo v. The State of Queensland* [No 2] (1992), 66 A.L.J.R. 408, at 450 per Deane and Gaudron JJ.

いく。その人口が約75万人から約6万人に激減した時点の1893年に、キャプテン・フォートンが記したように、アボリジニは白人にとって「撲滅されなければならない野獣(wild beast)」であった³¹。当然ながら、ブリティッシュはアボリジニとの間でいかなる条約、協定も結ばなかった。

1901年、イギリスの自治領としてオーストラリア連邦が発足した後、同地では、「原住民の保護」政策が遂行されるようになった。だが、この「保護」という奇怪な名称の政策の目的と実体がいかなるものであったかは、1938年、ブリティッシュ植民150年祭に対抗して、アボリジニ自身によって血を吐くように発せられた「アボリジニ市民権要求宣言」が鋭く剔出していた。「あなたたちは、我々の土地を力ずくで盗んだ。我々を絶滅寸前まで追いやった。しかし、あなたたちが主張する『白人のオーストラリアは文化的、進歩的、親切で人道的な国家である』ということがインチキであることを暴露するには、十分な数のアボリジニーが生き残っています。アボリジニーに対するあなたたちの残酷、冷淡な扱いは、譴責に値するものです。……現在にいたる原住民政策の本当の目的は、アボリジ

ニーを一人残らず地上から消滅させることであると認めるのなら、あなたたちが残忍なことに変わらないが、少なくとも正直であると我々は認めましょう。しかし、あなたたちが真に欲しているのは我々が死滅することであるということを正々堂々と認める勇気をあなたたちは持っていません。それを、我々の『保護』という言葉に包み隠すのは、あまりに偽善的ではありませんか。いわゆる『保護政策』は、毒入りのパンを我々にくれたり、ディンゴのように我々を撃ち殺した開拓時代の政策と同様に、我々を徐々に死に追いやっているのです」³²。

1788年の流刑植民地化以後のこうしたアボリジニの「消滅」ないし「死滅」政策は、その病巣が今日にまで存続している「オーストラリア国家の第一の負の原理」というべきものである。

31. *Ibid.*, p.450. 植民当初は、ブリティッシュ側の「配慮」とアボリジニ側の「友好的な好奇心」が支配的であったが、しかし入植者がアボリジニの生活領域を広く侵し始めるにつれて、両者の関係は敵対的となってきた。そうして、ブリティッシュ入植者は、アボリジニを「ミルトンの悪魔(devils)」や「シェイクスピアの魔女(witches)」になぞらえて、「野蛮人(savages)」「悪霊(fiends)」と呼んで、本格的な撲滅に乗り出すようになった。これについては、Elizabeth Webby (ed.), *Colonial Voices: Letters, Diaries, Journalism and other Accounts of Nineteenth-Century Australia*, University of Queensland Press, 1989, pp.50-92.

32. Andrew Markus, *Governing Savages*, Allen & Unwin, 1990. 邦訳は、白石、前掲書、188-189頁。「保護」政策についてはさらに、Rosalind Kidd, *The Way We Civilise: Aboriginal Affairs—the untold story*, University of Queensland Press, 1997. また、アボリジニは自分たちを「アボリジニ(オーストラリア先住民)」と考えていたわけではなく、「ブリティッシュの侵略」の後に「アボリジニ」となったにすぎないとして、「アボリジニはつくられた」という視点からアボリジニ問題を分析することも重要な側面を有するが(Bain Attwood, *The Making of the Aborigines*, Allen & Unwin, 1989)、より正確には、「つくられた」というより、ブリティッシュは、オーストラリアにはアボリジニは「存在しない」、さらには「存在しなくする」という施策を推し進めたのである。この意味からして、アボリジニとブリティッシュを存在的に次元の異なるものとしてでなく、両者を等しく「移民者」の問題として同一平面上で扱おうとする論(William W. Bostock, *Alternatives of Ethnicity: Immigrants and Aborigines in Anglo-Saxon Australia*, Cat & Fiddle Press, 1977)、およびアボリジニを多くの「エスニック・マイノリティ」の一つとして扱おうとする論(Harold Throssell (ed.), *Ethnic Minorities in Australia*, Australian Council of Social Service, 1968)などは、根底のところでの問題意識が欠落している。

2. 1967年、先住民へ「市民権」付与

アボリジニの、先住民としての権利と人間としての権利は、その後長期に剥奪されたままであった。第二次大戦後の「世界人権宣言」(1948年)に象徴されるように、国際社会が人権尊重の時代へ入ってから、アボリジニの無権利状態は基本的に変わず、ようやく彼らに連邦レベルでの選挙権が認められたのは1962年、「国民」投票でオーストラリアの全面的な市民権が「付与」されたのは1967年であった³³。この時点で、アボリジニは少なくとも「自分自身の土地でエイリアンとして取り扱われる」³⁴ことはなくなったが、その後も政府と一般市民はアボリジニの人権の侵害に対してほとんど無自覚的であった。いわゆる「純血 (full blood)」のアボリジニが1901年以来行われている全国人口調査の対象となったのは1971年以後であり、それまでは、彼らは同国の人口にさえ入れられなかった³⁵。

悲惨な状態に抗議するアボリジニ自身のデモもあって、彼らに関わるいくつかの立法が不十分ながらも行われるようになったのは1975年以後のことである。だが、これらの立法にみられるアボリジニの主張への白人社会のいくらかの譲歩は、「オーストラリアがす

でに批准している国際的人権文書上の権利」としてでなく、「恩恵的な慈善」としてのものであった³⁶。80年代でも、同国の法律と行政はアボリジニの権利を十分に尊重していない現状が公的に報告され³⁷、さらに90年代に入っても、「オーストラリアでの最も重要

36. R.L.Barsh, "Indigenous Policy in Australia and North America", in B.Hocking (ed.), *International Law and Aboriginal Human Rights*, The Law Book Company Limited, 1988, p.99.

37. The Law Reform Commission, *The Recognition of Aboriginal Customary Laws*, Volume 1, *op.cit.*, pp.126-141. その他、Julian Burger, *Aborigines Today: Land and Justice*, Anti-Slavery Society, 1988, Pat O'Shane, "What does 'human rights' mean for Aborigines, in *Human Rights: The Australian Debate*, Redfern Legal Centre Publishing, 1987, Combating Racism via the Human Rights & Equal Opportunity Commission, *Aboriginal Law Bulletin*, No.29 (1987). この時期、オーストラリアでのレイシズムの最大の対象はアボリジニであり、その次がアジア人であったことについては、Human Rights Commission, *Report No.7: Proposal for Amendments to the Racial Discrimination Act to cover Incitement to Racial Hatred and Racial Defamation*, Australian Government Publishing Service, 1984, p.6. この80年代との関係では、警察の留置所や刑務所で拘留・収容中のアボリジニの不自然な死亡事件の多さも社会に衝撃を与えた。1980年1月1日～89年3月31日の期間中の死亡事件を調査したレポートによると、アボリジニの人々の拘留・収容率は非アボリジニの人々より極めて高く(人口比で20倍以上)、かつ不自然な死亡事件も異常に多い。調査対象となった99人(男性88人、女性11人)の死亡事件の死亡時の平均年齢は32歳で、不自然死は62人(このうち首吊り自殺30人)、自然死は37人であった。この不自然死のなかには、逮捕・拘留のときに受けた暴力が原因で死亡した事例、それを自殺にみせかけた事例、独房に拘留・収容された恐怖感・絶望感で精神が不安定になっているのにそれを放置して自殺するのに任せた事例、留置所で出火して消火・救出任務を果たさずに死亡させた事例等が多くあった。ここには、アボリジニの人権への配慮がおよそない。また、当該調査は、死亡したアボリジニの拘留・収容前の生活状態についてまで及び、それによると、かれらには経済基盤の喪失、自尊心の崩壊、生活意欲の減失が広くみられた。これを、調査レポートは「アボリジニの人々に対するヨーロッパ人の2世紀にわたる支配の歴史の遺産」と述べている。こうした調査結果が出されても、「不自然死」事件に対する関係者の責任は不問に付された。*Royal Commission into Aboriginal Deaths in Custody: National Report*, Volume1～5, Australian Government Publishing Service, 1991. また、白石、前掲書、197-199頁も参照。

33. この問題については、Pat Stretton & Christine Finnimore, "Black Fellow Citizens: Aborigines and the Commonwealth Franchise", *Australian Historical Studies*, Vol.25, 1993, John Chesterman & Brian Galligan, *Citizens without Rights*, Cambridge University Press, 1997.

34. K.Puri, "Protection of Human Rights of Indigenous Australians", 15 *Singapore Law Review* 267(1994), p.273.

35. *Australia: National Report on Population*, Australian Government Publishing Service, 1994, p.24.

な人権問題は依然としてアボリジニの状態である」³⁸とされる。この間、象徴的な事件があった。1988年はブリティッシュの植民開始から200周年にあたり、この200年祭をオーストラリア政府は「Australia Day 1988」として祝ったが、これに対して、アボリジニ・グループは、「ジェノサイド」と「無文化化」の200年であったとして「Invasion Day 1988」を対置したのである。これは、中国の例の天安門事件（オーストラリアのマス・メディアは欧米と同様に、この事件を「天安門のMassacre」と報道した）の前年であったが、国際社会はオーストラリアの問題にはほとんど関心を払わなかった。逆に、オーストラリアは天安門事件の2年後、政府・議会・学者の代表視察団を中国へ派遣し、「西洋の遺産」に基づく「個人の固有の人権に対する尊重は、オーストラリアの民主主義的で法的な制度の土台をなすと同時にオーストラリア社会の基本的な教義である」という立場から中国の現状に憂慮を示して³⁹、「西側の人権尊重国」としての「イメージ」をばらまいた。いわ

ゆる「冷戦」構造によって、「西側の身内」における人権侵害問題が看過されてきたのは、アジア、アフリカ、中南米の「独裁国」についてのみではなかった。

四 「司法革命」－「テラ・ヌリウス」の否定

1. 「司法革命」：マボ判決とウイック判決

ところが、上の代表団派遣の翌年の1992年、司法界を震源地としてオーストラリアに激震が走った。同国のトップ・コートたる連邦のハイ・コート（High Court）が、オーストラリアの歴史は同時にアボリジニの人権侵害の歴史であったことを、最も根源的な問題を通して、同国史上初めて明確に認めたのである。より具体的には、マボ事件において、オーストラリア大陸は植民地化以前は誰にも属さない「テラ・ヌリウス（terra nullius）」（無主の土地）であったという法的虚構を初めて覆したのである⁴⁰。いわゆる「マボ司法革命」である。

この判決は、ブリティッシュによる植民地化という「事実そのものによって（ipso facto）」、土地に対する先住民の固有の権利たる「ネイティブ・タイトル（native title）」（これは、アボリジニとトレス海峡諸島民族がその伝統、法、慣習によって保持する土地に対する権利と利益を示すためにハイ・コートが使用する用語）は自動的に消滅しないとして、伝統的

38. The Parliament of the Commonwealth of Australia, the Joint Committee on Foreign Affairs, Defence and Trade, *A Report of Australia's Efforts to Promote and Protect Human Rights*, Australian Government Publishing Service, 1992, p.60. その他, Aboriginal and Torres Strait Islander Social Justice Commission, *First Report* 1993, *Second Report* 1994, *Third Report* 1994. また、アボリジニの最も重要な自治的組織である「アボリジニおよびトレス海峡諸島民族委員会（Aboriginal and Torres Strait Islander Commission）」（1990年設立）への予算配分も、1996年の保守系のハワード政権成立以来、大幅に削減されている。当該委員会の設立過程と運用に関しては、鎌田真弓「ATSIC:オーストラリア先住民族自治の試み」「オーストラリア研究」第11号（1998年）。

39. *Report of the Australian Human Rights Delegation to China*, Australian Government Publishing Service, 1991, pp.1-38.

40. *Mabo v. The State of Queensland* [No.2] (1992), 66 A.L.J.R.408.

土地に対するトレス海峡のマレー諸島住民の「ネイティヴ・タイトル（先住権原）」を認めた（6対1の判決）。同時に、ハイ・コートは、先住民の「法理論上の所有権剥奪」という行為と事実は「わが国の歴史の最も暗い側面」であると述べて、オーストラリアでの最も根源的な問題を正面から指摘した。もっとも、理論的には全く独自のものとまではいえず、スパロー判決⁴¹を含むカナダ最高裁の諸判決の影響を受けている。

マボ判決については、ハイ・コート前長官のH・ギブスのように、「テラ・ヌリウス」の用語はコモン・ロー上にはなく、コモン・ロー上はたとえ先住民が生活していても、その地が「野蛮である」（文明化されていない）という認定の下で植民地とすることができたのであり、「テラ・ヌリウス」という誤解を与える用語を使用すべきでなかった、という見解（少数派）もあるが⁴²、ブリティッシュ植民以前のオーストラリアに「テラ・ヌリウス」というレッテルを貼るか、または「野蛮」というレッテルを貼るかのいずれにしても、イギリス伝統法たるコモン・ローがオーストラリア先住民に対して極めて暴力的、破壊的に作用したことは事実である。

もっとも、マボ判決は司法的には「革命」といっても、現実の土地所有制度を根底から覆すものではなく、また、先住民の「主権」問題⁴³にも論及しなかった。判決は、イギリスの伝統的判例法であるコモン・ローを否定することはせず、ブリティッシュ植民以前からのコモン・ローの連続という新たなフィクションによって問題を解決した。つまり、先住民の「ネイティヴ・タイトル」は土地に対する新しいタイプの権利でなく、植民以前からのコモン・ロー上の権利であるとしたのである。また、ネイティヴ・タイトルは「所有権」ではなく、実質的にはいわば「交渉権」に近い⁴⁴。判決後の93年に制定された「ネイティヴ・タイトル法（Native Title Act 1993）」は、「ネイティヴ・タイトル」の詳細な定義を掲げた上で、伝統的な土地に対する先住民の権利と、その土地で採掘または調査を行いたい人々の責任を明確にし、登録された「ネイティヴ・タイトル」保有者は政府および鉱山業者と交渉する権利をもつ、と規定している。さらに同法は、これまでの連邦と州の有効な法令によって、大陸のほとんどの土地に対する「ネイティヴ・タイトルが消滅」されてきたとしている。

41. R. v. Sparrow, 1 S.C.R. 1075 [1990], 70 D.L.R. (4th) 385 [1990]. 尚、土地に対する先住民の法的権利についての、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの比較研究は、H.Reynolds, *The Law of the Land*, Penguin Books, 1987, Kayleen M.Hazlehurst (ed.), *Legal Pluralism and the Colonial Legacy: Indigenous experiences of justice in Canada, Australia, and New Zealand*, Avebury, 1995.

42. Harry Gibbs, Foreword, in M.A.Stephenson & Suri Ratnapala (eds.), *Mabo: A Judicial Revolution*, University of Queensland Press, 1993, p.xiv.

43. この問題については、H.Reynolds, *Aboriginal Sovereignty*, 1996, Clyde Holding, "National policy and sovereignty of Aboriginals", in Barbara Hocking (ed.), *International Law and Aboriginal Human Rights*, The Law Book Company Limited, 1988.

44. この意味で、マボ判決が「アボリジニの伝統的な土地所有権を認めた」（Will Kymlicka, *Multicultural Citizenship: A Liberal Theory of Minority Rights*, Oxford University Press, 1995, p.205）とする論は不正確である。

マボ判決を第一次司法革命だとすれば、96年のウィック事件判決⁴⁵は第二次司法革命であった。この事件はマボ事件と異なって、オーストラリア大陸の約四割を占める牧畜用の土地(これは登記上は牧畜用であっても鉱山開発・観光開発用に使用されている場合もある)に関わるものであったがゆえに白人社会により強いインパクトを与え、判決自体も4対3に割れたものであった。事件の内容は、牧畜用借地権に基づいて牧場主によって使用されている国有地に対する先住民のアクセスの権利に関するものであり、ハイ・コートは、当該土地との関係を証明できる先住民の人々は牧場主の正当な活動を妨害しないかぎり、儀式遂行その他の伝統的な活動を行う権利をもつと判決した。同時に、判決は、もし牧場主の権利と「ネイティブ・タイトル」保有者の権利が衝突する場合には牧場主の権利が優先するとした。⁴⁶

2. 煽られた不安：「裏庭」論争

ウィック判決は個人の家の「裏庭」や普通の農家に何の影響もなく、ただ牧畜用借地権によって使用される人里離れた土地に適用されるにすぎなかった。だが、マボ判決に続くこの判決で、白人保守層の危機感に火が付いた。R・ボービッジ、N・ミンチン、T・フィシャー等、自由党と国民党の有力政治家達は、オーストラリア市民の「裏庭」や郊外の住宅が危ないという大キャンペーンに乗り出し、このことで、「ネイティブ・タイトル」論争

は激化し、白人社会に少なからずの不安をもたらした。だが、このキャンペーンの直接的な受益者は自由党と国民党でなく、ほかでもなくワン・ネーションであった。オーストラ

46. この判決の後、1998年、新ネイティブ・タイトル法 (Native Title Amendment Act 1998) が制定された。また、93年のネイティブ・タイトル法の制定から98年9月までに、先住民グループと鉱山業者、牧畜業者、政府の間で、1244の協定が結ばれている。尚、マボ判決とウィック判決をめぐる諸問題については、Bain Attwood (ed.), *In the Age of Mabo: History, Aborigines and Australia*, Allen & Unwin, 1996, M.A. Stephenson (ed.), *Mabo: The Native Title Legislation*, 1995, Stephenson & Ratnapala, *Mabo: A Judicial Revolution*, 1993, F. Brennan, *The Wik Debate: Its Impact on Aborigines, Pastoralists and Miners*, 1998, P. Kaulffman, *Wik, Mining and Aborigines*, 1998, N. Loos & K. Mabo, *Edward Koiki Mabo: his Life and Struggle for land rights*, 1996, Michael Bachelard, *The Great Land Grab*, Hyland House, 1997, Graham Hiley (ed.), *The Wik Case: Issues and Implications*, Butterworths, 1997, Bill Hollingsworth, "An Aboriginal Perspective on Australia's Future in the Human Rights Field", in Philip Alson (ed.), *Towards an Australian Bill of Rights*, Centre for International and Public Law, 1994, Garth Nettheim, "Mabo and Legal Pluralism: The Australian Aboriginal Justice Experience", in Kayleen M. Hazlehurst (ed.), *Legal Pluralism and the Colonial Legacy*, Avebury, 1995, 細川弘明「アボリジニーの先住権をめぐる新たな状況」『民博通信』65号(1994年)、同「先住権のゆくえ」西川、渡辺、マコーマック編、前掲書、吉川仁「マボ判決」について『関西学院法政学会「法と政治」第47巻1号(1996年)』。また、マボ判決が出されるまでの土地に対するアボリジニーの法的権利をめぐる状況については、H. Reynolds, *The Law of the Land*, op. cit., H. McRae et al., *Aboriginal Legal Issues: Commentary and Materials*, The Law Book Company, 1991, John McCorquodale, *Aborigines and the Law: A Digest*, Aboriginal Studies Press, 1987, Alexis Wright for the Central Land Council (ed.), *Take Power like this old man here*, IAD Press, 1998, Galarrwuy Yunupingu (ed.), *Our Land is Our Life*, University of Queensland Press, 1997, C. D. Rowley, *Recovery*, Penguin Books, 1986, Lorna Lippmann, *Generations of Resistance: Mabo and Justice*, Longman Cheshire, 1981, Stewart Harris, *An Aboriginal Treaty within Australia between Austral-ians*, Griffin Press, 1979.

45. Wik Peoples v. Queensland, 141 A.L.R. 129 [1996].

リアにいま起きている「真のジェノサイド」は「多数派のアングロ・オーストラリア人からの土地取り上げ」だという極めて扇情的なハンソンの主張⁴⁷にも動かされて、白人保守層の最も硬い部分がワン・ネーション支持に回ったのである。

このように、マボそしてウィックの歴史的判決が、ワン・ネーション台頭の促進要因の一つとなったが、そして、おりしも98年、マボとウィックよりも内容が市民に身近な事件がハイ・コートに係属した。これに対して、同年9月、裁判所は、かつてイギリス王室から自由保有権を授与された土地はその授与によって「ネイティヴ・タイトル」の権利は消滅するとして、アボリジニの敗訴を言い渡した⁴⁸。全員一致のこの判決は係属から半年余りという異例のスピードで、しかも連邦選挙期間中に出された。もしハイ・コートが「テラ・ヌリウス」の否定に基づく司法革命の継続を志向したならば逆の結果もあり得たが、結局はブリティッシュ中心の白人社会の「常識」の線に落ち着き、「裏庭」論争も鎮静化した。仮に判決が選挙日の後まで持ち越された場合、ワン・ネーションの獲得票が一層伸びた可能性が高かった。このスピード判決の背後にハイ・コートのある種の「政治的配慮」があったことは否めない。

このことはともかくとして、第一次と第二次の「司法革命」は、アボリジニの被抑圧の

歴史を過去の問題としてでなく同時代のそれとしてオーストラリア市民の眼前に据えた。アボリジニは被侵略から2世紀後に、ようやく伝統的土地に対するささやかな「交渉権」を獲得した。この間、アボリジニはほとんど「絶滅」されかかった。それにしても、アボリジニの権利の部分的回復が政界でなく司法界から出されたことの意味は重い。つまり「オーストラリア民主主義」が先住民の権利に関しては機能不全であったことを意味しているのである。植民開始後から約200年間、ブリティッシュを中心とする白人社会は、その多数意思に基づく「民主主義の政治」と「武力」によって先住民の「人間」としての権利を剥奪してきたわけである。

だが、「ネイティヴ・タイトル」の内容はいまだ安定的でない。連邦と州政府・議会において、白人社会の「多数意思」を背景として、「ネイティヴ・タイトル」の骨抜きを試みが続いている。司法界でも、下級審だが、マボとウィックの両判決をさらに進展させた画期的な連邦裁判所判決（98年11月のミリウ・ン・ガジェロン事件判決）が出される一方で、マボ判決以前に戻るかのような連邦裁判所判決（98年12月のヨタ・ヨタ事件判決）が出され、またハイ・コートにおいても裁判官の交替がみられる。「ネイティヴ・タイトル」の内容は今後しばらくは、事例ごとに揺れをみせるであろう。

47. Tony Koch, "Denials don't alter the facts", *The Courier-Mail*, 19 September 1998.

48. *Fejo v. Northern Territory of Australia*, [1998] H.C.A.58.

Multiculturalism, Human Rights and Racism — An Analysis on "Australian Democracy" —

Hideo TSUCHIYA *

Abstract

In 1995, the First Global Cultural Diversity Conference was held in Sydney. At that conference, P.Keating, Prime Minister of Australia, took pride in "Australian Democracy", saying "Australia is one of the most successful societies in multiculturalism". But after that, the phenomenon ridiculing multiculturalism has been coming into existence in Australian politics. It is the so-called Hansonism. Pauline Hanson founded a racist party "Pauline Hanson's One Nation Party" in 1997. The party insists on abolishing the policy of multiculturalism and restricting immigrants to Australia. At the same time the party is notorious for despising Aboriginal and Asian people. Nevertheless this party gained 8.4 % of the number of votes across the nation in the election of Members of Federal Parliament in 1998.

The problem is not "Hansonism" itself, but the extent of racism in Australia which is behind "Hansonism". One paper that analyzed "Hansonism" pointed out the existence of "hard racism" and "soft racism" in Australian society. According to the paper, "hard racism" is closely connected with "Hansonism", but it is "soft racism" that backs up "Hansonism" extensively. This opinion seems persuasive to me.

There is a deep-rooted myth about Australia. It is that the nation has had "a liberal and democratic tradition". Not a few Japanese people also believe that there has been an excellent democratic tradition in Australia. It is certain that one aspect of democracy has existed in Australia, but the nation has not had the tradition of democracy. There has been a deep darkness in Australian history. The main purpose of this paper is analyzing the nature of "Australian democracy".

* Professor, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.